

単品スライド条項（減額）の運用について（ポイント）

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【下落が認められる主要な工事材料】

「鋼材類」（H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等）

「燃料油」（軽油、ガソリン、混合油、重油）に分類される各材料

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事

対象資材の価格の下落に伴う減額部分が、請負額の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続き

発注者から請求し、請負業者と協議する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求 ⇒ 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出

基本的に必要としない。ただし、発注者が算定したスライド額に対し、請負業者が異議を申し立てたとき、各対象材料を実際に購入した際の価格・購入月・搬入月等を証明する書類の提出を求める。

3 スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類及びその他対象資材〕

変動前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、施工計画書等の発注者が有する情報に基づき、判断した搬入月の実勢価格

〔燃料油〕

変動前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

①設計図書に記載された数量

②設計図書又は数量総括表に記載されていない数量（燃料油等）は、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量

5 スライド額（S）の計算

$$\begin{aligned} & \text{【鋼材類】} \{ \text{設計時点での単価} - \text{搬入月の実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ +) & \text{【燃料油】} \{ \text{設計時点での単価} - \text{購入月の実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ -) & \text{スライド前の請負代金額の1\%相当額} \\ \hline & \text{スライド額（S）} \end{aligned}$$

※ 上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6 その他

- ① 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。
- ② 本運用の適用は、平成21年3月25日から施行する。
- ③ 工期末が平成21年5月31日以前である工事についての適用申請は、4月1日まで可能である。